

世界作成者フォーラム (GPF) (2015年11月4日) 出席報告

パナソニック(株) 経理・財務部 審議役 やまだ ひろし
山田 浩史

1. はじめに

2015年11月4日に、ロンドンの国際会計基準審議会 (IASB) で世界作成者フォーラム (GPF) が開催され、11名のGPFメンバー、IASB理事 (5名) とスタッフが参加した。日本からは日産自動車株式会社の常原二郎氏と筆者が参加した。

本稿では、今回の会議で取り上げられた以下のテーマに関する議論の概要を紹介する。なお、意見にわたる部分は筆者の私見である。

- IASB アップデート
- IFRS 解釈指針委員会アップデート
- 概念フレームワーク (資産・負債の定義、認識及び認識の中止)
- IFRS 諮問会議の役割と活動
- IASB のアジェンダ協議及び IFRS 財団の体制とその有効性に関する評議員会のレビュー
- 子会社、共同支配企業、関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定
- 開示に関する取組み—重要性

2. IASB アップデート

IASB のスタッフから、最近の IASB の基準

開発やリサーチ・プロジェクトの動向について、説明があり、その後、意見交換がなされた。

(主な意見)

- IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」に関して、この会議の直前に、GPFメンバーに現金及び現金同等物の使用の制約に関する開示案について問い合わせがあったが、本件について、このセッションで議論があった。現金及び現金同等物の使用の制約に関する開示案については、GPFメンバーの多くからは、実務的な対応が困難な部分があることや、何を実質的な制約とみなすのかがあいまいな点があることなどから、この開示拡充案に対しては疑問の声があがった。一方、IASB理事からは、現金及び現金同等物の使用の制約に関する開示は極めて有用というコメントがあった。
- のれん及び減損については、現在、評価段階のプロジェクトに位置付けられている。IASB理事より、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの作業において、減損テストの簡素化を求める意見などもあがっており、今後のIASBのボード会議でも取り上げる旨の説明があった。
- 新たな保険契約基準の設定に関連して、GPFメンバーより、IFRS第9号「金融商品」の

適用を延期するアプローチが業界全体でなく純粋な保険会社にのみ認められているため、純粋な保険会社の保険事業と銀行が子会社で扱っている保険事業との間で会計処理に不整合が生じることに對して、懸念が示された。

3. IFRS 解釈指針委員会アップデート

① IFRS 第 9 号及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

2015 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会で議論された IFRS 第 9 号と IAS 第 28 号の両基準間で長期持分の減損の取扱いに関する明確化の要望を踏まえた検討について、IASB スタッフから説明があった。この要望提出者は、当論点について複数の見解があるとしている。

(主な議論)

- やや特殊なテーマであるため、あまり議論は深まらなかったが、参加者には、実質的に純投資に含まれる長期持分の減損の取扱いについて、どちらの基準を適用するか、必ずしも現行の規定上は明確でない点が理解された。

② IAS 第 16 号「有形固定資産」

IFRS 解釈指針委員会で、議論が進められている試運転に伴って発生する収入及びコストの会計処理について、2015 年 3 月の GPF 会議に引き続き、意見交換がなされた。IAS 第 16 号では資産の取得価額には試運転のコストを含めるとされているが、その試運転のコストは試運転収入を控除した後の金額であるとされている(第 17 項(e))。また、コストを有形固定資産の帳簿価額に認識することは、当該項目を経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態に置いた時点で終了する(第 20 項)とされている。今回は、(a)資産が経営者の意図した方法で稼働可能となる時期、(b)収入の

控除を試運転のみに制限していることの意味、について意見が求められた。

(主な意見)

- やや特殊なテーマであり、実際の事業が該当する企業の作成者からは、経営者の意図を客観的な事象と結び付けて判断するなど、さらなる明確化が必要という意見があったものの、該当するケースがない企業も多かったため、限られた内容の議論にとどまった。

4. 概念フレームワーク

2015 年 5 月に公表された IASB 公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念 ED」という。)のうち、今回の会議では①資産・負債の定義、②認識及び認識の中止、について、議論がなされた。

① 資産・負債の定義

(主な意見)

- 参加者から、資産・負債の定義と認識規準はセットであり、認識規準がしっかりしていないと資産・負債の定義は機能しないという指摘があった。
- 資産・負債の定義については、参加者から、概ね賛同する意見が出された。
- 日本の参加者から、資産の定義に関連して、概念 ED では「経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力を有する権利である。」としているが、この「権利」は狭い意味に解釈され、のれんやノウハウ等が含まれないことになる懸念があるという指摘があった。これに對して、IASB スタッフからこの「権利」は広い意味であり、論点整理では「権利」に加えて「価値の他の源泉」(Other source of value)を追加していたが、「価値の他の源泉」は分かりにくいという指摘が

あったため、削除したという説明があった。これに対して、別の日本の参加者から、概念EDの「権利」に関する記述(4.8項)に、のれんやノウハウに関する言及がないので、この「権利」が広い意味であることが伝わりにくい。この点を改善できるように概念EDの4.8項の文章を工夫してほしいという指摘がなされた。

② 認識及び認識の中止 (主な意見)

- 冒頭、IASB スタッフより、現行のIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の「流出の蓋然性が高い」という規定が、デリバティブなどの金融取引に関わる負債の認識に関して必ずしも妥当でない可能性がある旨説明があった。
- 日本の参加者から、現行の認識についての蓋然性規準と信頼性規準を削除することに対して、以下のように、強い懸念が表明された。新しく提案されている認識規準では、「目的適合性」、「忠実な表現」、「コスト・ベネフィット」の3要件があげられている。これらの要件は曖昧であり、目的適合性の説明において、経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然性がかなり低い場合にのみ資産又は負債の認識に目的適合性がない可能性があることが示唆されていることから、認識規準の閾値が大幅に下がる可能性があり、不確実な資産・負債の計上が増えることを懸念する。また、これらの3要件は、「有用な財務諸表の質的特性」に求められている要件と重複しており、認識規準としての役割を果たせていない。デリバティブのような一部の取引に対して現行の認識規準の適用がうまくいかないと、概念EDのように認識規準を変更すると、その他の取引に上記のような重大な問題が発生してしまう。デリバティブについては、認識規準の例外として取り扱うか、または、当該デリバティブの仕組み全体として認識規準を満たすと理解をすることが考えられる。さらに、信頼性規準も重要であり、現行の認識規準を変えるべきではない。
- 別の参加者から、提案されている新しい認識規準に変えた場合、IAS第37号の基準を大幅に見直す必要がある点に懸念があるという指摘があった。引当金を計上する閾値が大きくなり下げられ、測定が容易でないものまで、資産・負債計上を求められるのは望ましくないというコメントがあった。
- 他の参加者からも認識規準を変える必要があるか疑問があるという声や、公開草案で蓋然性が低い場合の記述があるが、蓋然性が低いということをどのように判断すべきであるかという指摘、さらには蓋然性を具体的な確率に置き換えて低いかどうか検証するような実務は現実的でないという意見もあった。また、IASB理事の1人から、概念EDの認識規準で、認識の閾値を大きく下げる意図はないと個人的には考えているというコメントがあった。
- IASB理事からは、認識規準については、開示と関連しており、投資家は、むしろ開示で企業がどのように価値を創造するかを示してほしいと考えているというコメントがあった。
- 認識の中止については、現行の概念フレームワークに認識の中止の議論がないところ、概念EDで認識の中止についての提案がなされたことを評価する声があった。一方、認識の中止について概念フレームワークを作成するのは容易ではないことは理解できるというコメントがあった。
- 日本の参加者からは、認識の中止について、概念EDでは、説明的開示ができるかどうか(5.31項及び5.32項)の判断で認識を中止

するか、継続するかが分かれるという取扱いには違和感があるという指摘があった。認識の中止については、論点整理であげられていた、支配アプローチやリスクと経済価値アプローチをもっと掘り下げたほうがよいというコメントがあった。

5. IFRS 諮問会議の役割と活動

IFRS 諮問会議のジョアンナ・ペリー委員長から IFRS 諮問会議のついでの説明があり、質疑応答がなされた。

(主な質疑応答)

- 参加者から、世界で IFRS の一貫した適用が必ずしも実現できておらず、国によって IFRS の解釈が異なることや、監査法人間でも微妙な解釈の差異があるという問題提起があった。
- 他の参加者から、現在の IFRS に準拠した財務報告は、専門的な内容の開示が多く、これらの開示は企業の CEO にとっても理解が容易ではなく、コミュニケーションの改善を図る必要があるが、将来の財務報告のあり方についてどのように考えるかという質問があった。これについて、ペリー委員長からは、現状の課題を理解した上で、将来の財務報告のあり方について、まだ回答は得られる段階にはないが、開示に関する取組みの議論などで、市場関係者との協議を深め、将来の財務報告のあり方を検討していきたいというコメントがあった。

6. IASB のアジェンダ協議及び IFRS 財団の体制とその有効性に関する評議員会のレビュー

「2015 年アジェンダ協議」は 2015 年 8 月に公表され、「IFRS 財団の体制とその有効性に

関する評議員会のレビュー」は 2015 年 7 月に公表され、GPF が開催された 2015 年 11 月 4 日時点では、いずれも意見募集中であった。今回の会議では、これらの主要な質問事項について参加者の意見が求められた。

① 2015 年アジェンダ協議

(主な意見)

(a) リサーチ・プロジェクトの優先度

- リサーチ・プロジェクトについて、参加者から共通して、プロジェクトが多すぎるため、優先順位をつけて、プロジェクトの数を絞り込むべきであるという指摘があった。優先順位が高いプロジェクトとしては、「開示に関する取組み」、「のれん及び減損」をあげる声が多かった。「基本財務諸表」については、高い優先順位をつけるべきという意見と、優先順位が低い、または廃止すべきという意見に分かれた。日本の参加者からは、このプロジェクトは中止された「財務諸表の表示」プロジェクトが形を変えて復活してきており、いったんこのプロジェクトは廃止し、内容を営業利益の定義など必要最小限の項目に絞り込んで、「開示に関する取組み」(Disclosure Initiative) のプロジェクトに統合してはどうかという提案がなされた。これに対して IASB スタッフからは「基本財務諸表」は「財務諸表の表示」プロジェクトの復活ではなく、内容が少し変わっているというコメントがあった。
- 一部の参加者からは、急速に発展する国際的な事業の変容のスピードに合わせて IFRS も変化を先取りすべきであり、その点では基準の見直しのプロジェクトの多さも理解できるという意見が出された。一方、近年の IFRS の変化は急速であり過ぎるので、会計基準の安定期間を求めたいという声が複数の参加者からあった。

- 複数の参加者からリサーチ・プロジェクトにはあげられていないが「非 IFRS 情報」の取扱いについては、優先度が高く、「開示に関する取組み」と関連させて、検討を進めてほしいという意見があった。

② IFRS 財団の体制とその有効性に関する評議員会のレビュー

- IASB の活動範囲を非営利セクターに拡大することや統合報告に積極的に関与することの是非については、このような活動に予算を増やして活動範囲を拡大することには否定的な意見が出され、本来の民間セクターの会計基準の開発に注力すべきであるというコメントがあった。
- IFRS の教育イニシアティブについては、日本の参加者から、IASB のホームページで教育文書（例えば「減価償却」）の場所を探すのが容易ではないケースがあり、教育文書が一覧的に検索できるようにホームページを改善してほしいという意見が出された。これに対して、IASB スタッフから、現在、IASB のホームページの見直しを行っているところで、本日の意見も踏まえた改善を行いたいというコメントがあった。
- IASB のボードメンバーを 13 名に削減する案については、参加者から IFRS を適用する国が増えているのにボードメンバーを削減するのは方向が逆ではないかという意見が出された。日本の参加者からは、ボードメンバーを現状の 14 名（定員は 16 名）から 13 名に削減した場合、アジア・オセアニア地域のメンバーが現状の 4 名から 3 名に削減される可能性があることを懸念しており、むしろ、この地域は国の数が多く、経済が急速に発展しているため、この地域出身のボードメンバーを増やすべきというコメントがあった。一方、ボードメンバーが多いと議論がまとまり

にくいので、人数を削減すべきであるという意見が 1 名の参加者から出された。

- IASB の資金調達については、米国のように企業の規模に応じた拠出を検討できないかという意見が出されたが、IASB の場合、米国のような対応は困難という意見があった。日本の参加者からは、資金調達を増加させることよりも、むしろ、IASB のプロジェクトを絞り込むことや会計基準の安定期間を確保することなどにより、コストを削減することを検討すべきであるという意見が出された。

7. 子会社、共同支配企業、関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定

IASB はこのテーマについて 2015 年 7 月及び 11 月のボード会議で議論し、さらにリサーチを進めていくことになっている。今回の会議では、本件に該当する相場価格のある投資の公正価値での測定の場合、相場価格×数量で評価してよいか、あるいは評価技法を使って評価すべきかなどについて、参加者に意見が求められた。

（主な意見）

- 持分法ではなく、公正価値を使用するケースは限定的（金融機関の投資運用目的の子会社・関連会社等）であり、参加者も本件に該当する経験が少なく、あまり議論が深まらなかった。ただし、単純に相場価格×数量で評価するのは、実際にその額で取引できるわけではないので、必ずしも適切ではなく、支配権を獲得している場合は、コントロール・プレミアムについて、評価技法を使って反映すべきなどの意見があった。

8. 開示に関する取組み—重要性

IASBは2015年10月28日に公開草案「IFRS実務記述書（Practice Statement）—財務諸表への重要性の適用」（以下「本実務記述書案」という。）を公表した。本実務記述書案は強制力のないガイダンスであり、経営者が重要性を判断する指針になる。これは開示を改善するためのIASBの取組みの一部である。この会議では、本実務記述書案が有用であるかどうか、追加すべき事項や削除すべき内容があるかどうかについて参加者の意見が求められた。

（主な意見）

- 全般的には、本実務記述書案について、有用であると好意的に受け止める意見が複数の参加者から出された。ただし、重要性の判断に

ついて、作成者と監査人や規制当局の見解が必ずしも同じでなく、運用が難しいという指摘があった。米国の作成者からは、開示されていない項目があると米国証券取引委員会（SEC）から質問が来ることがあり、その項目に重要性がないことを証明するのはかえって企業の負担になるケースがあるという意見もあった。また、この本実務記述書案によって、作成者が重要性のない開示をしないようにできるかについては確信が持てないという意見が複数の参加者から出された。

- 参加者から、重要性の閾値については、情報の質的特性によって異なる場合があるという意見が出された。例えば、関連当事者間取引については、質的な重要性を勘案して、重要性の金額的な閾値は低くすべきという指摘があった。